

# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月3日現在

機関番号:33905 研究種目:若手研究(A) 研究期間:2009~2012 課題番号:21683005

研究課題名(和文) 過重債務問題の予防と解決に向けた支援者ネットワーク形成に関する国

際比較研究

研究課題名(英文) International Comparative Research on the Formation of Supporters'

Networks for Preventing and Solving Over-indebtedness

研究代表者

大山 小夜(OYAMA SAYA)

金城学院大学・人間科学部・准教授 研究者番号:10330333

#### 研究成果の概要(和文):

過重債務の予防と解決に向けた制度の構築と、人びとの認識変容並びにネットワーク形成の相互関係に関する経験的研究をおこなった。その目的は、金融市場のグローバル化にともなって拡散し複雑化する過重債務に対応するために、汎用性の高い、実効ある制度を実現するための社会的諸条件と実践知を明らかにすることである。貸手との紛争の現場をよく知る当事者(過重債務者)と、司法の言語と文化に熟知する専門家との協働は、過重債務の予防と解決に向けた支援者ネットワークの核となりうる。その外的効果は、人びとに現場の課題を直感的かつ論理的に伝えて問題解決に向けた社会の機運を高めることである。その内的効果は、諸資源に乏しい当事者の社会的包摂と、当事者の知る現場の課題を絶えず身近に参照することによる多様な価値と利害の調整である。こうした協働型のネットワーク形成の有用性と応用可能性を、国内外での観察を通じて確認することができた。

# 研究成果の概要 (英文):

This study performed empirical research on the correlations among the construction of institutions for preventing and solving over-indebtedness, drastic change of people's ideas of the issue, and the formation of networks. This study also highlighted the social conditions and practical wisdom for creating versatile and effective institutions to deal with over-indebtedness, which has proliferated and become more complex as a result of globalization of financial markets. Concerted efforts by experts of legal language/culture and the party (multiple-debtors themselves) with firsthand knowledge of lender-debtor confrontations can potentially play the central role in forming a supporters' network for preventing and solving of over-indebtedness. The external effects of such networks may include communicating the nature of these issues to the public intuitively and logically, and increasing the opportunities in society for solving problems. Moreover, the internal effects may include social inclusion of those experiencing poverty in resources as well as balancing the diverse values and interests of parties involved by constantly considering the issues of those concerned. Observations in both Japan and overseas confirmed the usefulness and applicability of such collaborative networks.

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	1,800,000	540,000	2, 340, 000
2010年度	1, 400, 000	420,000	1,820,000
2011年度	1, 400, 000	420,000	1, 820, 000
2012年度	1,600,000	480,000	2, 080, 000
総計	6, 200, 000	1, 860, 000	8, 060, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:社会学・社会学

キーワード:社会問題 社会運動 過重債務 消費者信用 グローバル市場 破産 支援者ネ

ットワーク 国際連帯

#### 1. 研究開始当初の背景

(1) 市場経済システムを採用する国や地 域にとって、個人が抱えるローンやクレジッ ト等による「過重債務」(over-indebtedness) は不可避の課題である。過重債務は経済的ス トレスに脆弱な、資力の乏しい(多くが低所 得である)人びとに不均衡にあらわれる。大 幅な経済成長をもはや望めない先進国や一 部新興国は、政府による福祉の提供を減らし、 ローンやクレジット等の利用によってこれ を置き換える誘惑に駆られる。しかし、市場 は、富の再配分を担う政府と異なり、資力に 乏しい人ほど高い価格(高い金利)を課す。 低所得者は、目前の必要から自らの資力につ いて冷静な判断が下せず過剰な債務を抱え やすい。そして返済困難な債務を返すために 借入を繰り返す悪循環に陥る。こうして債務 が雪だるま式に増える問題が「過重債務」で ある。一方、貸手側(貸金業者等)は、貸倒 れリスクを予め織り込み高い金利を設定す るだけでなく、近年では証券化等の手法によ って市場の他のアクターに貸倒れリスクを 「移転」することも容易になっている。この ような取引の最悪の帰結は、低所得者のさら なる資力低下による福祉の需要増と、秩序と 連帯の減退である。過重債務は、個々人の生 活保障面のみならず、広く社会の持続可能性 の点からも検討すべき課題なのである。

(2)2007年秋の米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況後、世界各地では過重債務の社会的コストの大きさに気づき、これにどう取り組むべきか、関心が高まっている。翻って日本では、世界同時不況が発生するその前年(06年)、市場における貸手側への規制強化を通じて過重債務の新たな発生を抑制する目的で「改正貸金業法」

が成立した。その最大の眼目は、貸手側にと って収益源となる取引における価格(金利) と販売量(貸付残高)に対する厳しい上限規 制である。翌 07 年には内閣官房内に設置さ れた「多重債務者対策本部」が具体的施策と して「相談窓口の整備・強化」「セーフティ ネット貸付の提供」「金融経済教育の強化」 「ヤミ金撲滅に向けた取締り強化」を打ち出 し、関係省庁が連携の上、国、地方自治体及 び民間団体が一体となってこれらに取り組 むことが明示された。本研究の申請年(08年)、 多くが過重債務者とされる無担保無保証ロ ーンの「5 件以上借入れ」者は法改正前 230 万人から 118 万人に、「過重債務を原因とす る自殺」者数は統計を取り始めた 07 年 1973 人から 1733 人に減っている (最新値はそれ ぞれ 31 万人 (13年)、839人 (12年)。特に 98年来、3万人台と高水準で推移していた自 殺者数は、12年、「過重債務を原因とする自 殺」者数の減少により、98年以降、初めて3 万人台を下回った)。

過重債務の解決と予防は、疲弊した地域経済と財政難にあえぐ地方自治体にとって地 利益が大きい。過重債務者は、多くが地域的 に拠点のある大手業者から借り入れ、完済 初は一般消費を切り詰め、やがて地方税 で、過重債務の解決と予防は、地域外に で、過重債務の解決と予防は、地域外に で、過重債務の解決と予防は、地域外に で、過重債務の解決と予防は、地域外に で、過重債務の解決と予防は、地域外に で、過重債務の解決と予防は、地域外に でいたお金を地域に還流し、また滞納 の圧縮と解消により財政が健全化するこの で、場によって過重債務者の生活の再建と が期待される。実際、庁内と関係諸機と が期待される。 と でいる。

(3) 市場のグローバル化という状況を踏

まえると、このような日本の過重債務対策の 歴史の、地域的限定性と応用可能性を見定業 を主きいたはきれる。改正である。改正ではまれての を主じている。社会実験と呼べるにどりである。 を対策をしてはどりである。 を対策としてはどりである。 を対策としてはどりである。 を対策を明本は、世界はの を関連したののでは、 を嫌いのでは、 を嫌いるのがでがでいる。 を対している。 を嫌いののでのは、 を対している。 を対している。 を対している。 でがいる。 でが、 でがい。 でがい。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがい。 でがいる。 でがい。 でがい。 でが、 でがい。 で

#### 2. 研究の目的

- (1) 本研究の目的は、過重債務の解決と 予防に向けた制度の構築と、人びとの認識変 容並びにネットワーク形成の相互関係を明 らかにすることである。その理由は以下のと おりである。
- (2)第一に、日本における過重債務研究は、債務者保護の観点から、主に弁護士などの法律実務家によって担われてきた。そうした研究は、その都度発生する問題への迅速な対応が優先されるため、実践知に富むものの、対処療法的なものである。しかし、過重債務を生み出す構造的誘因や様々な対処の正負の影響を視野に収めようとするならば、長期的、体系的な実証データに基づくマクロな研究を通じた社会的諸条件の解明が必要となる。
- (3) 第二に、過重債務の解決と予防に向けて実効ある制度を導入し運用するためには、現場に分け入り、当事者・相談窓口し人びとの意味世界を把握することが不可欠的意味世界を把握することが不可欠的ある。実効ある制度の実現に向けては、当資が発生する現場を熟知し、必要な資源を調達・配分するとともに、制度の構築・維持・改変・代替に携わる人びとの認識枠組の働きがきわめて重要であるからである。そうネットフェーク)の発生と変容・拡大の契機を明らかにする。

### 3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、本研究の方法は主に2つの異なる方法を組み合わせる。

(1) 第一は、過重債務にかかわるローンや クレジット等の動向に関する「経済統計」、 過重債務の規模の反映であると同時にその 解決策の普及程度を示す指標でもある破産 申立件数等の「司法統計」などの、一般に入 手可能な統計の利用である。本研究は、市場 のグローバル化にともなう過重債務の動向 を探る。このため、日本のみならず各国(特 に東アジアの)統計も利用する。統計を的 に解釈するためには、報告されない事象(い わゆる暗数)や統計の構築・流通過程にも を向ける必要がある。こうした統計の背後に ある社会的文化的状況も分析の対象とする。

(2) 第二は、過重債務に関わる人びとへの 聞き取りとフィールドワークである。過重債 務は多くの人びとの利害が複雑にからむた め、外部からの観察が難しい。このため公式 的見解の把握にとどまることが一般に多い。 これに対して、本研究は、比較的長期にわた って、様々な現場に参入することで、現場の 人びとによって必ずしも意識化、明文化され ていない実践を浮き彫りにする。とくに、日 本においては 1970 年代以降、一貫して過重 債務の個別的、社会的解決に取り組んできた 全国的な民間団体がある。それへのフィール ドワークを主軸とする。さらに、この民間団 体は、国際的に拡散し複雑化する過重債務に 対応するため、運動の裾野を東アジアに広げ 始めた。本研究は、この民間団体を中心とす る国内外の支援者ネットワークと、それらを 取り巻く関係者への聞き取りとフィールド ワークをおこなう。

### 4. 研究成果

研究成果は以下のとおりである。

(1) クレジットやローン等のいわゆる消費 者信用市場の重点は、一般に、生産部門が拡 大する時期にモノやサービスの販売を促す 「販売信用 (クレジット)」が普及する段階 から、生産部門の拡大が行き詰まる中で(企 業融資に比べて) 少額を高い金利で多数に貸 し付ける高収益の(借手にとっては返済困難 に陥るリスクの高い)「消費者ローン」が普 及する段階へと移行する。過重債務の社会問 題化は、この消費者ローンの展開と密接に関 わる。日本の過重債務は消費者ローンのメイ ンプレーヤーであった、後に「消費者金融会 社」となる、貸金業を専業とする貸手業者の 台頭が見られる 1970 年代後半に社会問題化 する。1983年にはこれらを規制する貸金業規 制法が成立した (図の I 期)。以後、中小零 細貸金業者の市場撤退が続く一方で、後に大 手となる一部業者が急成長し、株式公開の実 現等により豊富な資金をもとに全国展開す る。消費者ローン部門は急速に拡大し(Ⅱ期)、 後の破産件数急増(Ⅲ期)を招く。その後、 消費者ローン部門は高収益に魅せられた他 業種や外資の参入を呼び込んで飽和状態と

なる。熾烈な競争圧力の下、逸脱行為等を行う一部大手貸金業者が訴訟等を相次いで提起され、社会問題化する。このような状況を背景に、06年、貸金業規制法を大幅に改正するかたちで改正貸金業法が成立した(IV期)。消費者ローン部門は、現在、銀行を中心に判集されつつある。こうしたなか、奨学金や教育ローン等の他の債務問題や、貧困、ギャンブル依存などの隣接課題が浮上してきた。またこの時期、日本の貸手業者による海外展開に拍車がかかる(V期)。

以上の一連の過程において、過重債務に取 り組む民間団体は、各地で当事者と専門家の 組織化を促し、全国網を形成した。その過程 と並行して、この組織のメンバーを結節点と して、司法・行政・立法・メディア関係者を 含めた広範で緩やかな、インフォーマルなネ ットワークが形成されていった。過重債務は、 一般に、借入を恥とする借手と、交渉相手を 絞って有利な条件を引き出そうとする貸手 との間で一種の共犯関係がつくられ、外部か らの発見が難しい。だが、上記したネットワ ークの形成を通じて各地の事例が広く収集、 分析され、やがて過重債務の解決策として破 産等の既存制度の利用が提案され、定着する (I~Ⅲ期)。貸金業規制法の法制化運動(I 期)、さらに同法の法改正運動(IV期)は、 このような支援者ネットワークの形成と拡 大のなかで、過重債務の抜本的解決策並びに 予防策として開始、展開し、法制定、法改正 に帰結した。

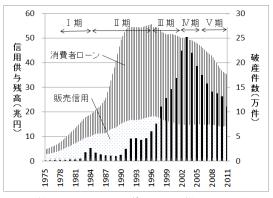


図 戦後日本にみる貸し手・借り手の動向

(2) こうした日本の支援者ネットワークの、 構造上の最大の特徴は、名前と顔を出して体 験を語ることで問題を可視化しより多くの 人の「共感」を得る過重債務者という「当恵 者」と、ケースを集約分析した上で現行制度 を参照し解決の道筋を「論理」的に語る弁護 士、司法書士などの「専門家」が協働する社会 である。個々に存在していた過重債務が社会 問題と認知され、その予防と解決に向けたり 度が具体化する過程では、支援者ネットワ クの量と質の高さがその成否を握る。先の法

改正では、当事者と専門家が共感と論理をべ ースに、「司法→立法→行政」と次々と働き かけの対象を移し、さまざまな資源を効率的 に投下してきたことが観察された。その外的 効果は、人びとに現場の課題を直感的かつ論 理的に伝えて問題解決に向けた社会の機運 を高めることである。その内的効果は、諸資 源に乏しい当事者の社会的包摂と、当事者の 知る現場の課題を絶えず身近に参照するこ とによる多様な価値と利害の調整である。現 在、この支援者ネットワークの理念とノウハ ウは、「ギャンブル依存」「非正規雇用問題」 「生活保護などの生活保障問題」「奨学金・ 教育ローン問題」「セーフティネット貸付」 などの領域へ継承応用され、各領域で変化を もたらしつつある。

(3)発展過程と法制度が似ている同じ東ア ジアの台湾と韓国では、それぞれ、1980年代 の金融自由化後、1997年アジア通貨危機後、 日本の消費者ローンビジネスの流入と適用 を経験し、過重債務が急速に拡がる。日本の 支援者ネットワークは、継続的なやりとりを 通じて、最初は現地でこの問題に関心を持ち うる判事や弁護士などの専門家を探し、その 専門家のもつネットワークを介して専門家 の組織化、次いで当事者の組織化を促した。 10年、台湾で当事者組織が設立、韓国で当事 者組織の活動が活性化する。現地の組織は、 日本の事例を参照しつつ、過重債務の解決に 向けた破産制度等の普及や、過重債務の予防 のための市場規制等を提案し、法廷内外で広 く活動する(12年には、このような国際的な ネットワークの会合に、中国の専門家も加わ った)。環大西洋諸国の、過重債務に取り組 む民間団体においては、こうした協働型の社 会運動が今のところ観察されていない。世界 同時不況以前、環大西洋諸国のこれらの民間 団体は、利害関係者を広く集めて正当性を調 達するため、また現実に国際連帯に必要な費 用を調達するため、貸手業者からの資金援助 を受けて運動のグローバル化をはかった。と ころが、世界同時不況後、資金援助が得られ なくなったことや、多様な利害と関心を調整 する上で重要な、当事者の組織化が進められ ていないことなどから、現在、継続的な国際 連帯には至っていない。これに対して、日本 を含む東アジアでは、外部資金に頼らず、 た当事者の経験を絶えず身近に参照するこ とで、達成可能な目標を設定し、多様な価値 と利害を調整し、ネットワークを拡大するこ とに今のところ成功している。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

#### は下線)

## 〔雑誌論文〕(計7件)

- ①大山小夜、韓国・中国・台湾における多重 債務と法整備:第3回東アジア金融被害者交 流集会の背景・経緯・内容、消費者法ニュー ス、第95号、査読無、2013、206-209.
- ②<u>大山小夜</u>、惻隠の心:多重債務と貸金業市場のコントロールをめぐって、現代の社会病理、第26号、査読有(招待論文)、2011、27-49.
- ③大山小夜、愛知派遣村の支援活動:貧困と排除に取り組むある地域組織のエスノグラフィー、フォーラム現代社会学、第 10 号、査読有(招待論文)、2011、76-86.
- ④大山小夜、「ギャンブル依存」にどう取り組むか:多重債務者の支援現場と新たな展開、ホームレスと社会、Vol.4、査読有(招待論文)、2011、63-69.
- ⑤<u>大山小夜</u>、巻頭言:日本の多重債務運動、 消費者法ニュース、第86号、査読無、2011、 1.
- ⑥<u>大山小夜</u>、秋田智佳子、東アジアにみる多 重債務運動の国際的取り組み、クレサラ白書 2010、査読無、2010、132-138.
- ⑦<u>大山小夜</u>、愛知にみる反貧困の草の根活動、 消費者法ニュース、第 80 号、査読無、2009、 142-143.

### 〔学会発表〕(計10件)

- ①<u>大山小夜</u>、多重債務と資本主義社会、その 社会学的考察、第 20 回利息制限法金利引下 実現全国会議(愛知県・名古屋市ほか後援)、 2013.3.30、愛知県司法書士会館.
- ②大山小夜、個人の力を支えるネットワークの形成: 奄美市における多重債務対策、第85回日本社会学会大会、2012.11.04、札幌学院大学.
- ③大山小夜、「ギャンブル依存」にどう取り 組むか:日本の多重債務運動の新たな展開、 第84回日本社会学会大会、2011.09.17、関 西大学.
- ④<u>大山小夜</u>、台湾の多重債務と被害者の会: 国境を越える社会問題と社会運動、関西社会 学会第 62 回大会、2011.05.28、甲南女子大 学.
- ⑤大山小夜、有価証券報告書にみる消費者金融大手4社の貸付動向:多重債務の産業社会学的考察、第83回日本社会学会大会、2010.11.06、名古屋大学.
- ⑥大山小夜、生きにくさを超えて:貸金業者と闘う人びと、日本社会病理学会第 26 回大会公開シンポジウム、2010.09.25、大阪樟蔭女子大学.
- ⑦大山小夜、愛知派遣村の支援活動: 貧困と排除に取り組むある民間組織への参与観察、関西社会学会第61回大会第2シンポジウム「労働における差別と排除」、2010.05.10、

名古屋市立大学.

- ⑧OYAMA, Saya, Poverty, Debt and Legal Aid in Japan, 2009 International Forum on Legal Aid: Legal Aid under the Global Economic Recession, 2009.11.02, Howard International House (台北市、台湾).
- ⑨<u>大山小夜</u>、愛知「派遣村」の支援活動:貧困と地域再生に取り組む民間組織への参与観察、日本社会学会、第82回大会、2009.10.11、立教大学.
- ⑩大山小夜、日本の多重債務運動と改正貸金業法、関西社会学会、第60回大会、2009.05.24、京都大学(第60回関西社会学会大会奨励賞受賞).

### [図書] (計2件)

- ①大山小夜「派遣切り問題にみる『協セクター』の可能性:愛知派遣村のフィールドワークを通じて」遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO』、ミネルヴァ書房、2012、159-179.
- ②<u>大山小夜</u>「多重債務の社会的世界」藤村正 之編『現代の差別と排除 第4巻 生活・福 祉・医療』明石書店、2010、55-86.

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

大山 小夜 (OYAMA SAYA) 金城学院大学・人間科学部・准教授 研究者番号:1033033